移動等円滑化取組報告書(鉄道駅)

(令和3年度)

住 所 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号

事業者名 札幌市交通局 代表者名 交通事業管理者 交通局長 中田 雅幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄 道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・タ【東ろ東 ・イ実)駅 ・イ事円大施大東 ・大工)) ・大工) ・大工	・今後の超高齢社会を見据えた、利便性の向上や上下移動の負荷を軽減するための移動等円滑化経路の複数化に向けたエレベーター設置計画を検討している。 ・一般トイレの洋式化、オストメイト用設備の機能の分散、トイレ出入口の段差解消等の整備を行う。	・トイレ改修工事 東)円山公園 東)大通① ・トイレ実施設計 東)東札幌 東)大通② ・エレベーター実施 設計 東)大谷地駅 東)新さっぽろ駅

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	回答対象外	

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・駅職員の乗降介助 ・積極的な声掛け	・地下鉄車両とホームの段差により、渡し板を活用して車 椅子等を利用される方への乗降介助を実施している。 ・3路線が乗り入れする大通駅では、車椅子等乗降介助を 必要とする方が多く利用されることから、乗降介助を専属 実施するため、対応班を編成し対応にあたっている。 ・駅職員が体の不自由な方などを見掛けた場合には、積極 的に声掛けを行い、駅構内の移動が困難な場合等は、駅事 務室に常備している車椅子を活用して介助を実施。	・全49駅における車 椅子等乗降介助件数 (35,976件/年) ・対応班による大通 駅での対応件数 (14,174件/年) ・強化月間及び積極 な声掛けについて は、新型コロナウイ ルスの影響から未実 施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・内・置・内・置・水表 5000 ・水表 7000 ・水表 7000 ・ 水表 7000 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	いる。(2022年度~2024年度) ・南北線、東西線のホーム案内放送装置を東豊線で採用しているホーム番線ごとに男女別の音声案内として、案内表	報告書」(鉄道車 両)で実施状況を報

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・接民得・すり施・者研 にアの 当す施 当す施 対フ実 事る	・駅業務を委託する、一財)札幌市交通事業振興公社では、障害者への接遇を学ぶため、毎年助役以上へ昇任した際にサービス介助士の民間資格を取得している。 ・全駅職員対象にバリアフリーに関するスキル向上を目的としてサービス介助士の資格を有する職員によるバリアフリー研修を実施(3年サイクル、次回2023年度予定)・本局職員全員を対象とした障害者当事者を招いて、障害者差別解消法に関する内容についての講話(2020年)	・資月名 ・のとい適と障下利面実に⇒ス ・のとい適と障下利面実に→ス ・のとい適とで ・のとい適とを ・のとい適とを ・のとい適とを ・のとい適と ・のとい適と ・のとい適と ・のとい適と ・のとい適と ・のとい適と ・のとい適と ・のとい適と ・のとい適と ・のとい適と ・のとい適と ・のと ・のと ・のと ・のした ・のと ・のと ・のした ・のと ・のした ・のした ・のした ・のした ・のした ・のした ・のした ・のした

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	回答対象外	

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1) と併せて講ずべき措置の実施状況
 - ・駅構内案内表示サインの表示を統一するため、駅と接続する地下通路案内サイン等の表示と統一化を図る。
 - ・施設改修や新たな設備を設置する場合には、障害者当事者や有識者団体などの意見を聴衆しながら事業内容を共有する。
- (3) 報告書の公表方法

札幌市交通局ホームページに掲載

- (4) その他
 - ・札幌市交通事業経営計画【令和元~10年度(2019~2028年度)】に基づき、実施する事業。